

香芝市立学童保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 3 3 号

香芝市立学童保育所条例の一部を改正する条例

香芝市立学童保育所条例（平成 2 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表旭ヶ丘第 1 学童保育所の項を削り、同表旭ヶ丘第 2 学童保育所の項中「旭ヶ丘第 2 学童保育所」を「旭ヶ丘学童保育所」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 4 日から施行する。